

## 【フランス】閉鎖する工場等の売却先を探すよう義務づける法律

海外立法情報課 服部 有希

\* 2014年3月29日に、実体経済の回復を目的とする法律が制定された。同法は、閉鎖する工場等の売却先を探すよう企業に義務づけたほか、金融制度の改正も含むものである。

### 1 立法の背景

近年、フランスでは、工場の閉鎖が相次いでいる。フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、大統領選挙運動中の2012年2月24日に、フランス北東部の町フロランジュ (Florange) において、工場等の閉鎖を検討する雇用主にその売却を義務づけ、閉鎖を回避する法律の制定を約束した。しかし、2013年5月15日に実際に提出された法案は、違憲のおそれがあることを見越し、工場等の売却ではなく、売却先を探すよう義務づけるにとどまった。議会では、この方針変更に対し骨抜きとの批判もあったが(注1)、「実体経済の回復のための2014年3月29日の法律2014-384号」(注2)として成立した。この通称フロランジュ法は、金融経済の発達による短期的な利益追求を抑制し、実体経済を回復することを目的とする一連の経済政策の一環である。その内容は、労働法典、商法典、通貨金融法典等を改正し、工場等の閉鎖に関する規定を柱とするが、同時に、株式公開買付等の金融制度改正をもう1つの柱としている。

### 2 閉鎖する事業所の売却先を探す義務(フロランジュ法第1条)

被用者数1,000人以上の企業(合計被用者数1,000人以上のグループ企業に属する企業を含む)の雇用主は、集団解雇を伴う事業所(工場等を指すが、明確に定義されていない。)の閉鎖を行う場合、従業員の代表機関である企業委員会(comité d'entreprise)を招集し、閉鎖計画を通知しなければならない(労働法典L.第1233-57-9条)。当該雇用主は、予定解雇者数が100人未満の場合は企業委員会の招集から2か月間、100人以上250人未満の場合には3か月間、250人以上の場合には4か月間、閉鎖する事業所の売却先を探さなければならない(以下、「検討期間」)。

雇用主は、その際に、次のことを行う(同法典L.第1233-57-14条)。

- ・事業所を売却する意思を、売却先の候補に通知し、事業所の紹介書類を作成する。
- ・必要に応じ、事業所の環境負荷とその解決策を示す社会環境報告書を作成する。
- ・売却先候補が事業所の再建・買収計画を策定する際に要する情報を提供する。
- ・事業所の買収の申込みを検討し、上述の検討期間内に、理由を付して返答する。

売却先候補から買収提案があった場合、雇用主は、8日以内に、企業委員会に通知する。同委員会は、企業の負担で専門家に協力を依頼し(同法典L.第1233-57-17条)、売却先の検討に参加し、意見を述べることができる(同法典L.第1233-57-15条)。

雇用主は、売却先候補の業務継続能力を考慮し、受入れを望む買収提案について、

企業委員会に意見を聴き、検討期間内の回答を求める（同法典 1233-57-19 条）。

雇用主は、検討期間内に買収提案がない場合又は全ての買収提案を拒否した場合、企業委員会に、売却先を探す活動を総括する報告書を提出する（L.第 1233-57-20 条）。

企業委員会は、雇用主が売却先を探す義務を怠り、又は妥当な買収提案を拒否したとみなす場合には、上述の報告書の提出から 7 日以内に、商事裁判所に提訴することができる（商法典 L.第 771-1 条）。この訴訟で、雇用主が義務を怠ったとする判決が下った場合、判決前 2 年間に企業に補助金等を給付した公的機関は、その返金を求めることができる（商法典 L.第 773-1 条）。このほかに、採択された法案には、義務を怠り、又は不当に買収提案を拒否した雇用主に過料を科す規定があった。しかし、同規定は、企業活動の自由及び財産権の侵害にあたり違憲（注 3）とされ、公布前に削られた。これは、同法の実効性を担保する重要な規定が失われたことを意味する（注 4）。

### 3 株式公開買付における企業及び従業員の保護並びに長期株主の保護強化

#### (1) 株式公開買付の制度改正（フロランジュ法第 5 条及び第 6 条）

今後、株式公開買付（*offre publique d'achat*: OPA）（注 5）は、買収者が、買付期間終了時に、対象企業の株式又は議決権の 50%を保有することができなかつた場合、不成立となる（通貨金融法典 L.第 433-1-2 条）。また、従来、株式又は議決権の 30%以上 50%以下を保有する者がその保有比率を 1 年で 2%以上引き上げた場合には、株式公開買付を行う必要があったが、この 2%の比率が 1%に引き下げられた（同法典 L.第 433-3 条）。

#### (2) 株式公開買付における企業委員会の役割強化（フロランジュ法第 8 条）

従来、株式公開買付の申込みがあった場合、対象企業は、自社の企業委員会に情報提供をする必要があったが、今後は、諮問も義務化され、諮問を受けた企業委員会は、申込みから 1 か月以内に意見書を提出することとなった（労働法典 L.第 2323-23 条）。

#### (3) 中立原則の廃止（フロランジュ法第 10 条）

株式公開買付期間中、対象企業の取締役会又は監査役会に、ホワイトナイト（自らに友好的な第三者による買収）以外の対抗策を禁止していた中立原則が廃止された（商法典 L.第 233-32 条 III を削った）。

#### (4) 2 倍議決権の法制化（フロランジュ法第 7 条）

長期株主の保護強化のため、従来、定款で任意に定めるものであった 1 株に 2 票の議決権を認める 2 倍議決権を、今後、株主名簿に 2 年以上登録されている株主に当然に付与することとした（商法典 L.第 225-123 条）。

注（インターネット情報は 2014 年 7 月 15 日現在である。）

(1) Marie Visot, “La loi Florange irrite les entreprises,” *Le Figaro*, 2014.2.25, p.19.

(2) Loi n° 2014-384 du 29 mars 2014 visant à reconquérir l'économie réelle.

(3) Décision n° 2014-692 DC du 27 mars 2014.

(4) Luc Peillon, “La loi Florange trouve censure à son pied,” *Libération*, 2014.3.28, pp.14-15.

(5) 『ヨーロッパ M&A 制度研究会報告書』日本証券経済研究所, 2010, pp.15-28.